

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する本市職員（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第1条の会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （給料） 第2条 給料は、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第7条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を除いたものとする。 第3条・第4条 （略） （給料等の支給） 第5条 通勤手当、期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当及び管理職手当については、その月分をその月の21日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する本市職員（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第1条の会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （給料） 第2条 給料は、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第7条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。 第3条・第4条 （略） （給料等の支給） 第5条 通勤手当、期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当及び管理職手当については、その月分をその月の21日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日

又は祝日法による休日でない日に支給する。

- 2 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は新たに職員に採用された場合その他の場合で人事委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

第6条～第31条の3 (略)

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第31条の4 第31条の2の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、第31条の2中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

第32条～第34条 (略)

又は祝日法による休日でない日に支給する。

- 2 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は新たに職員に採用された場合その他の場合で人事委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

第6条～第31条の3 (略)

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第31条の4 第31条の2の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、第31条の2中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第32条～第34条 (略)

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項において準用する地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５７条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「業務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （給与の種類） 第２条 業務職員（法第２２条の２第１項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）である者を除く。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２ 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定 新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。 第２条の２・第３条 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項において準用する地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５７条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「業務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （給与の種類） 第２条 業務職員（法第２２条の２第１項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）である者を除く。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２ 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型 インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。 第２条の２・第３条 （略）

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和５年法律第１４号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。